

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県中部総合事務所建築物環境衛生管理業務 一式

(2) 業務の仕様

別添「鳥取県中部総合事務所建築物環境衛生管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 業務の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(4) 業務の場所

鳥取県倉吉市東巖城町 2 番地 鳥取県中部総合事務所

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下の全ての業種区分に登録されている者であること。

ア 建物等の保守管理の空気環境管理（測定、清掃）

イ 建物等の保守管理の給水管管理（清掃）

ウ 建物等の保守管理の害虫防除

(3) 本件調達公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号。以下「法」という。）第 12 条の 2 第 1 項に規定する以下のいずれかの事業に係る鳥取県知事又は鳥取市長の登録を受けている者であること。

ア 同項第 2 号、第 5 号及び第 7 号の事業全て

イ 同項第 5 号、第 7 号及び同項第 8 号の事業全て

(6) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(7) 法第 7 条に規定する建築物環境衛生管理技術者免状を有する者が、現場責任者として、この業務の統括その他一切の事項を処理できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県中部総合事務所県民福祉局会計総務課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒682-0802 鳥取県倉吉市東巖城町2番地
鳥取県中部総合事務所県民福祉局会計総務課
電話 0858-23-3953

ファクシミリ 0858-23-3425
電子メールアドレス chubu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付

令和8年1月29日（木）から同年2月13日（金）までの間にインターネットの鳥取県中部総合事務所県民福祉局ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/chubu-kenminfukushi/>）から入手する。また、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和8年1月29日（木）から同年2月13日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

（1）同じ。

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月3日（火）午後1時30分 即時開札

イ 場所

鳥取県倉吉市東巖城町2番地 鳥取県中部総合事務所 入札室（1号館B棟1階）

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書（様式第2号）を作成し、電子メールにより4の（1）の場所に令和8年2月5日（木）正午までに提出することとし、原則として、訪問、電話及びファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

（1）の質問については、令和8年2月10日（火）までにインターネットの鳥取県中部総合事務所県民福祉局ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/chubu-kenminfukushi/>）によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、7の事前提出物を作成の上、4の（1）の場所に令和8年2月13日（金）午後5時までに、郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札参加者は、（1）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された事前提出物は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

- (1) 入札参加資格確認書（様式第1号）
- (2) 2の(5)を証するものとして、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号。以下「規則」という。）第32条の規定により鳥取県知事又は鳥取市長が交付した法第12条の2第1項「第2号、第5号及び第7号」又は「第5号、第7号及び第8号」の事業に係る登録証明書の写し
- (3) 2の(6)を証するものとして、直近の事業年度に係る法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書（その1）の写し（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第28号第10号様式）等）（競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。）

8 資格審査について

- (1) 6の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和8年2月18日（水）までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県中部総合事務所長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和8年2月24日（火）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県中部総合事務所長は、説明を求めた者に対して令和8年2月27日（金）までに書面により回答する。

9 最低制限価格の設定

本件入札は、鳥取県中部総合事務所施設管理調達最低制限価格制度実施要領（平成26年1月9日施行）に基づき最低制限価格を設定しており、当該最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。

10 入札条件

- (1) 入札は、入札書（様式第4号）により行う。
- (2) 入札書には、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
なお、封筒には必ず本件調達案件名称及び入札者の商号又は名称を記入すること。
- (3) 入札書に記載する金額は、業務の履行期間（令和8年4月1日から令和11年3月31日までの総額を見積もった額とし、契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税、非課税のものを除く）。課税事業者にあっては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。
- (4) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札する。
- (5) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (6) 入札者は、入札書の記載内容について抹消、訂正、又は挿入をするときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額を訂正することはできない。
- (7) 入札者は、一旦提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (8) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札を行うまでに必ず委任状（様式第3号）を提出しなければならない。なお、あらかじめ年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (9) 入札書及び委任状の宛名は「鳥取県中部総合事務所長 木本 美喜」とする。
- (10) 再度入札は、2回とする。（初度入札を含めて3回とする。）

- (11) 再度入札において、前回の最低入札価格以上の価格をもって入札した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (12) 初度入札又は再度入札において、最低制限価格を下回る価格をもって入札した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させない。
- (13) 入札に関係のない者は、入札の場所に立ち入ることができない。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に規定する担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

12 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者の入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (3) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者の入札
- (4) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札
- (5) 委任状のない代理人の入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (6) 入札に際し、不正の行為があった者の入札
- (7) 入札者の記名のない入札書による入札
- (8) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (9) 入札書の金額、氏名その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認し難い入札
- (10) 政令、会計規則、本件公告又はこの入札説明書に違反した入札
- (11) 郵便等による入札

13 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をしたものの中、最低の価格（以下「落札価格」という。）をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札価格をもって入札した者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

14 契約書作成の要否

要

15 手続における交渉の有無

無

16 専属的合意管轄裁判所

業務に関する訴えについては、倉吉市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

17 その他

- (1) 入札終了後、落札者が消費税等に係る免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があったとき、若しくは競争の意思がないと認めるとときは、入札の執行を中止し、又は取りやめがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出書類の内容について、後日事実と反することが判明したときは、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受託者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。また、受託者が次のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。
ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務の下請等させること。

（5）再委託等の禁止

ア 受託者は、発注者の承認を受けないで再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託を承認しないものとする。

（ア） 再委託の契約金額が再委託する年度の委託料の額の 50 パーセントを超える場合

（イ） 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受託者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせるものとする。

（6）守秘事項等

ア 受託者は、本業務における成果物（中間成果物を含む）を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。

イ 受託者は、本件業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

ウ 受託者は、本件業務に従事する者に対して、ア及びイに定める事項を遵守させなければな

らない。

エ 委託者は、受託者がアからウまでに定める事項に違反し、委託者又は第三者に損害を与えた場合は、受託者に対し、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

オ アからエまでに定める事項は、委託業務の業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

(7) 11 の (2) の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札が決定したら直ちに契約保証金免除申請書（様式第5号）を、4の（1）の場所に提出すること。

(8) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第6号）を、4の（1）の場所に提出すること。

なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより電子契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。

(9) 契約書作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

(10) 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。